

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K13007

研究課題名（和文）持続可能な法人後見の運営に関する研究

研究課題名（英文）Research on sustainable operation of adult guardianship by a corporation

研究代表者

西田 ちゆき（Nishida, Chiyuki）

法政大学・現代福祉学部・助教

研究者番号：90773010

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：法人後見実施団体の法人格の種類と業務は様々であるが、本研究の対象としたのは、NPO法人である。研究方法は、先行文献の調査、神奈川県下と首都圏の主だったNPOによる法人後見実施団体にヒアリング調査、参与観察である。NPOの持続性に関連する要因として、多様な財源、主体性のある人材育成、ネットワークの広がりが増えられるが、法人後見以外の相談事業等を行う法人については、組織を承継できる人材の確保が可能であることがわかった。後見事業に特化しようとする、少なくとも50件以上の受任ができないと、責任のある法人運営が困難であることが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法人後見のニーズは多いが、その運営の難しさからなかなか広がっていかない。法人後見は主として社会福祉協議会による活動が中心的に議論されてきたことから、本研究は、民間の法人の大多数を占めるNPO法人による法人後見の実態を明らかにした研究としては意義がある。特に、財政面の実情や受任件数の限界についてまで言及したことについては、法人後見実施団体にとって普段議論しない、共通の課題である。今後、新しい法人が設立される余地は多く、ひとつの参考になると考える。

研究成果の概要（英文）：Although corporate guardianship implementing organizations have various types of legal entities and operations, the target of this study was NPOs. The research methods included a survey of the previous literature, interview surveys of organizations implementing corporate guardianship by major NPOs in Kanagawa Prefecture and the Tokyo metropolitan area, and participant observation. For corporations that provide consultation and other services other than corporate guardianship, it was found that it is possible to secure human resources who can take over the organization. It was suggested that if a corporation tries to specialize in guardianship services, it will be difficult to operate a responsible corporation unless it is able to accept at least 50 cases.

研究分野：社会福祉

キーワード：成年後見 法人後見 持続可能な運営 法人後見の財源 法人後見の人材育成

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 成年後見制度利用の阻害要因

平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が施行となった。背景には 75 歳以上高齢者の増加、特に単身高齢者の増加率に比して成年後見制度の利用が進んでいない。成年後見制度の利用が進まない要因はいくつか挙げられるが、本研究は受任者の課題を取り上げる。親族以外の第三者後見人の受任は年々増加し、平成 28 年に選任された後見人の 7 割が弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職である。専門職の受任に関しては、申立て時点から特定の候補者を申請書に記入することもあるが、心当たりがない場合、専門職団体が提出する名簿の中から選任される。専門職団体による研修は受講しているものの、後見人の後見事務内容の質にバラつきが見られる。専門職団体による個人への指導・支援は強制力が弱く、限界がある。そこで個人以外の受任者として挙げられるのが法人による受任である。

### (2) 法人後見の必要性と課題

法人後見の利点は 長期継続可能性、 広範な対象地への対応、 事務担当者の交代可能性、 心理的負担感の軽減、 集団申し立てへの対応可能性である(新井 2009、上田 2015)。特に障害者に関しては、長期間の受任となることから、個人後見の後見事務の継続性が問題視されてきた(岩崎 2004、細川 2010、上山 2015)。また西森(2017)は、後見制度における支援の継続性に着目した実証研究から、高齢者の受任であっても、後見人が心配している「不慮の事故」「私生活に対する制約」という問題に対し、法人後見では複数担当者によるチーム対応や記録の完備・引き継ぎによる私生活の制約の軽減、ノウハウの蓄積にとどまらない専門的対応、連携・ネットワークにより対応可能であることなどの利点を挙げている。

法人後見を組織として継続させるためには、どのような要件が必要か。新しい成年後見制度発足後約 20 年以上経過したものの、法人が受任した割合は、10%に満たない。社会福祉協議会以外の団体も持続可能な組織運営が必要であり、法人運営に関するノウハウの蓄積を明らかにすることが課題となる。

## 2. 研究の目的

本研究は、成年後見制度の受任者として特に障害者分野で期待されている民間の法人後見の組織運営について、特に特定非営利活動法人(以下 NPO 法人と略す)を対象を絞って調査研究を行うことにより、持続可能な組織運営の要件(人材、運営方法、財政、運営環境の整備等)を明確にすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

法人後見実施団体の大半が NPO 法人であること等の理由から、調査対象を NPO 法人に絞ることにした。研究の方法は文献調査、インタビュー調査、参与観察とした。具体的には、本研究に先行して調査した平成 28 年の神奈川県下の 10 法人、平成 31 年の 1 月から 3 月にかけてインタビューを行った 3 法人、筆者が理事として参画(2015 年度から 2021 年度)していた NPO 法人 D、そしてもう 1 団体、筆者が 2022 年度時点で参画している NPO 法人 E(2019 年度 4 月 1 日設立)の組織運営に関する財政、人材、連携を中心に分析・考察を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 3 法人の事業分析 組織論の観点から

組織論の観点から、持続可能な NPO の運営のためには、人材、ミッション、マネジメント、ネットワークなどの資源を有効的に利用することが重要である(田尾ら 2009)。持続可能な団体の要件について、例えば財政面については、寄付金収入や入会金・会費収入からなる社会的支援収入の影響が大きく、事業収入に加えて収入の多様性が財政的な持続性に影響する(田中ら 2010)ことが先行研究において示唆されている。また、人材の面では、教育訓練が NPO 活動の継続に必要な主観的活動動機をある程度促進させることができる(森山 2007)ことが明らかにされている。連携に関しては、長期的かつ積極的な宣伝・発信が継続されるほど、資金的・人的な蓄積・他団体との交流活動が高まり、NPO の活動水準が向上する(胡ら 2017)という調査結果がある。

そこで、2016 年の 1 月から 3 月にヒアリング調査した 3 法人について、財政面と人材育成面、他機関とのネットワークで比較した。

いずれの法人も 2006 年に設立され、分析時点で約 14 年経過している。各法人の平成 28 年時点において、その事業展開は大きく異なっていた。財政面を見ると、法人の理念や法人代表及び運営を担う役員の考え方によって事業展開が違い、その結果財政規模に差が出ることがわかった。

例えば、A 法人はボランティアベースの後見活動を基本としており、経常収益・支出は毎年増減幅が少ない。正味財産は増加しており、万が一法人承継の見込みが立たず、新規受任を中止したとしても 10 年間は法人が運営できることを担保するという方針を持っていた。

B 法人は身上保護業務を大切にしつつ、まずは財政的な安定を考え、受任件数を伸ばしてきた。同時に、自治体の委託事業により財政を安定させている。C 法人は職業後見人を育てていくことを目指し、受任件数を伸ばすことで財政的な安定を図っている。

財政の多様性という点では B 法人の運営が継続性や専門性向上の点で評価が高いといえる。実際、成年後見事業に関連する自治体からの委託事業を実施することで、専門職の雇用にもつながっていた。反対に、C 法人は成年後見事業に特化し、委託事業は実施していない。そのかわりに、法定後見を 646 件も受任している点は他に類をみない規模であり、財政的な安定がみられる。また、C 法人の場合、専門職が成年後見を職業としていけることも方針の一つであり、1 人あたりの受任件数も 10 件から 20 件と通常の NPO 法人よりも多い。そうすると後見人による横領なども危惧されるが、担当者は現金を扱わず、法人で一括して金銭管理を実施するなど、事故防止に努めていた。その点で多様性こそないが、財政的な安定度は高い。

人材育成については 3 法人とも課題としているものの、B 法人は委託事業により専門職雇用ができていたり、自治体の市民後見人養成講座の運営を引き受ける等、育成事業も主たる事業として実施していることから、他法人よりも盤石である。また、多様な人々に権利擁護の担い手としての意識づけを行なっていける可能性がある。A 法人と C 法人は希望者を募って、内部で養成していることから、B 法人ほどの受講者数を見込めない。

持続可能な法人になるには財政面も大事であるが、法人運営と事業の担い手の承継も同程度重要であることから、法人が後見事業に関連する団体と繋がっていくことが、持続可能な法人となるひとつのアプローチであるといえる。その点で、ネットワークについては、その内容にこそ差はみられるものの、3 法人すべて、必要に応じて、他団体や地域においてネットワークを構築していた。理想的な運営は、B 法人のように自治体の事業を受託している

ケースである。委託事業は、財政面と人材確保の両面にプラスの効果をもたらす。ただし、委託事業が忙しすぎ、後見事業が疎かになる可能性があるため、事業受託については十分な検討が必要となることに注意が必要である。

## (2) NPO 法人の適正規模

NPO をはじめ、民間の非営利団体は、ミッションと照らし合わせて、適正な成年後見の受任件数を決定していかなければならない。

法人後見の適正規模についての研究はみあたらない。後見事業を円滑に進めるという観点では、本研究のインタビューから、いくつかの示唆が得られた。例えば、A 法人は約 50 件で限界であると述べていた。それ以上受任すると、理事の目が行き届かないからである。また、筆者が参画した D 法人では 60 件になった時点で受任の限界であるとし、新規受任ができるように、同法人のメンバーが関連団体の NPO 法人を設立した。この法人も、A 法人と同様に、50 件以上の受任は、顔と名前が一致しないばかりか、担当者の業務管理も疎かになってしまうからとの理由であった。

財政的な観点では、例えば、B 法人理事長は、受任件数が 100 件になる頃から財政基盤が安定してきたので事務所を移転し、事業を拡大したと述べていた。繰り返しになるが、B 法人は市の委託事業で専門職を雇用し、組織として体制を整えていることから 100 件以上の受任が可能となっている。また、C 法人の理事長は、20 件を超えるあたりで事務所を会員の自宅から移したと述べていた。後見報酬で試算しても、法人らしく活動できる規模が 20 件以上の受任が要件となることがわかった。

現在、筆者が代表を務める NPO 法人 E は 2021 年 3 月末時点、3 年目で受任件数が 23 件、令和 3 年度の後見報酬が年間 382 万円、管理費込みの支出が年間 305 万円である。担当者には報酬を支払っているが、事務局スタッフは交通費以外、無給である。ミッションは障害者が安心して暮らしていけるための権利擁護であり、身上保護を大切にしていきたいと考えている。ミッションを大切にしつつも持続可能な法人にするために、管理業務に携われる正社員の雇用、その他事務職員の雇用を目指している。令和 3 年度に法人が受け取った後見報酬額は 1 人平均して 3 万円程度であったことを踏まえて試算すると、担当者への報酬を 3 分の 1 に抑えたとしても、50 件以上受任しないと最低賃金による雇用も困難である。

## (3) NPO による法人後見の継続性への課題

NPO 法人に限らず、法人の維持は家庭裁判所が認める後見報酬だけでは十分とはいえない。50 件以上受任すれば、かろうじて存続できる可能性があるが、実際、その規模で運営している NPO 法人は、神奈川県権利擁護推進課「法人後見事業実施状況の把握調査(2021)」をみると、15 法人中、2 件のみである。また、若い職員を雇用し、法人としての持続可能な運営を確保できているのは、他の法定サービス事業や市からの委託事業を組み合わせる法人後見を実施している団体である。本研究では、NPO 等民間の非営利団体が法人後見を持続可能にしていくためには、関連事業の実施で収益を確保することが無難な選択肢であり、正規雇用が実現すれば人材確保にもつながっていくことが示唆された。ただし、行政の委託事業には相当の責務が伴うため、NPO では後回しにされがちな、組織の管理運営規定を整えておく必要がある。特に、NPO 会計は特殊で、知識のある会計士が少ないため、苦勞が多い。透明性の高い法人運営には相応の覚悟と専門性の獲得に労を惜しまない人材の確保

が課題となる。

#### (4) 残された課題

持続可能な法人後見実施団体を育てていくに公的な仕組みづくりが重要である。この点について課題は多い。全体としては公的サポート体制のあり方を見直す必要があると考えられる。今後の研究課題として、利益相反に陥らない、後見事業と併存できる事業の検討と、後見事業に法人で活動できる人材育成の方法論をさらに検討していきたい。

#### 《文献》

- 新井誠(2009)「法人後見の意義と役割」『実践成年後見』No.29,4-31.
- 細川瑞子(2010)『知的障害者の成年後見の原理<第2版>』新山社.
- 細川瑞子(2018)「法人サービス利用者に対して、当該法人が後見をする」ことは「禁じ手」  
『実践成年後見』No.72,38-46.
- 石垣健彦(2019)「社会福祉法人制度改革と法人による成年後見の取組み」『実践成年後見』  
No.71,71-80.
- 岩田香織(2004)「知的障害者に対する成年後見制度の運用について」静岡県立大学短期大  
学部研究紀要 18-W,1-14.
- 国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター(2012)『後見・信託事業に関する検討調  
査研究報告書』.
- 西森利樹(2017)「高齢期の生活継続性の確保と法人後見の果たすべき役割」『臨床法務研究』  
2017-3,岡山行政法実務研究会,67-92.
- 上山泰(2015)『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- 田山輝明(2018)「人後見の意義と特徴 比較法的観点から」『実践成年後見』No.72,4-12.
- 最高裁判所事務総局家庭局(2021)「成年後見関係事件の概況 令和3年1月~12月」
- 田尾雅夫・吉田忠彦(2009)『非営利組織論』有斐閣.
- 田中弥生・馬場英朗・渋井進(2010)「財務指標から捉えた民間非営利活動組織の評価」The  
Nonprofit Review, Vol.10, No.2, 111-121.
- 胡茄・田中勝也・松岡俊二(2017)「日本のNPO活動水準を規定する組織的要因と地域要  
因の分析」The Nonprofit Review, Vol.17, No.1, 39-48.
- 森山智彦(2007)「教育訓練による投資的動機の充足とNPO活動の継続」The Nonprofit  
Review, Vol.17, No.1, 1-12.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 西田ちゆき	4. 巻 18
2. 論文標題 認定NPOよこはま成年後見つばさによる法人後見の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代福祉研究	6. 最初と最後の頁 115-128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西田ちゆき	4. 巻 21
2. 論文標題 信託の活用も視野に入れた成年後見制度の利用相談の必要性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代福祉研究	6. 最初と最後の頁 9-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西田ちゆき	4. 巻 20
2. 論文標題 法人後見実施団体における持続的運営要件の検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代福祉研究	6. 最初と最後の頁 59 - 71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西田ちゆき
2. 発表標題 法人後見実施団体における運営の継続性に関する研究 - 財政・人材・連携に関する一考察 -
3. 学会等名 日本福祉学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 西田ちゆき	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 272
3. 書名 『高齢者に対する支援と介護保険制度』「第12章 高齢者虐待と虐待予防の取り組み」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------